

事務連絡  
令和8年3月24日

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管部（局）  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局保育政策課  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」等を踏まえた対応について

子ども・子育て支援の推進につきましては、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）等を踏まえた対応について、下記のとおりお示ししますので、その内容を十分御了知いただくとともに、都道府県におかれては、管内の指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して遺漏なく周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 第1 子ども・子育て支援法に基づく確認の簡素化について

#### 1 趣旨

家庭的保育事業等に関する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の認可、保育所の設置に関する同法第35条第4項の認可及び幼保連携型認定こども園の設置に関する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の設置の認可（以下「認可」という。）並びに特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下同じ。）に関する同項の確認及び特定地域型保育事業者（同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）に関する同項の確認（以下「確認」という。）については、同一の市町村長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）にあっては、当該指定都市等の長をいい、特別区の区長を含む。）をする場合があることを踏まえ、確認に関する事務の簡素化に関する事項をお示しするものであること。

## 2 考えられる簡素化の手法

別紙1及び別紙2のとおり、認可及び確認においては、申請者が提出しなければならない書類の一部重複する部分があり、この部分については、市町村の判断において、認可の申請に当たって提出された書類であって確認の申請に当たって提出しなければならないとされている書類については、当該申請に当たって再度提出することを求めないこと等の簡素化を図ることが考えられること。

また、認可の申請から認可するまでの間に、市町村の判断において、確認の申請に係る書類の審査を行う等により認可と確認を一体的に行うことが考えられること。

## 3 特定乳児等通園支援事業者の確認について

児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業に関する同法第34条の15第2項の認可及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後の子ども・子育て支援法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者に関する同法第54条の2第1項の確認についても、2に記載の内容を踏まえて対応されたいこと。

## 4 2及び3を踏まえた認可及び確認に係る事項等の変更の届出の取扱いについて

認可及び確認に係る事項等の変更の届出についても、2及び3に記載の内容を踏まえて対応されたいこと。

## 第2 認可及び確認に係る事項等の変更の届出について

認可及び確認に係る事項等の変更の届出については、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、「児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法に係る施設及び事業の変更届出が必要な事項については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、事業者及び地方公共団体の利便性も踏まえた変更届出が必要な事項の一覧表を作成することとされたことを踏まえ、「児童福祉法等に規定する変更届出事項に関する一覧表について」（令和5年6月8日付けこども家庭庁成育局保育政策課及び文部科学省初等中等教育局幼児教育課連名事務連絡）の別添を踏まえつつ、子どものための教育・保育給付に係る施設又は事業について、届出を行う時期等を追記する等所要の修正を行い、別紙3のとおりとしたので参考とされたいこと。

なお、別添3中の表は、分かりやすさの観点から簡易な記載としているため、正確な規定については各法令を参照されたいこと。

## 第3 認定こども園の認定及び認可の申請について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項及び第3項の認定の申請並びに第17条第1項の設置の認可の申請については、行政手続のオンライン化を推進するため、当該申請に当たり提出しなければならないこととされている書類について、同法第3条第1項に規定する都道府県知事の判断により、当該書類の原本ではなく写しを提出させる取扱いとすることも差し支えないこと。

#### 第4 特定教育・保育施設の設置者等による利用定員の減少について

##### 1 利用定員の減少の届出について

特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、子ども・子育て支援法第35条第2項及び第47条第2項の規定に基づき、利用定員（特定教育・保育施設にあっては、同法第27条第1項の確認において定める利用定員をいい、特定地域型保育事業者にあっては、同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。）の減少をしようとするときは、その利用定員の減少の日の3月前までに、その旨を市町村長（特別区の区長を含む。）に届け出なければならないこととされている。

このため、「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省子ども家庭局長連名通知）の第3の1の（1）のオにおいて「利用定員の減少は、法第35条第2項又は第47条第2項の規定により届出で足りるものであるため、市町村は、必要な事項を盛り込んだ届出を受理せず利用定員の減少を認めないといった対応を取ることはできないことに留意すること。一方で、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき教育・保育の提供体制の確保を行うこととされていることから、施設・事業者は、利用定員の減少の届出に際しても、事前に市町村と相談することが適当であり、市町村は、日頃から利用定員の設定に関し施設・事業者との意思疎通を図る必要がある」とされていることを踏まえて対応されたいこと。

##### 2 利用定員を超えた特定教育・保育等の提供に対する対応について

特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第22条及び第48条において、利用定員を超えて特定教育・保育等（特定教育・保育及び特定地域型保育をいう。以下同じ。）の提供を行ってはならないこととされ、利用定員を超えて特定教育・保育等を提供できる場合は、年度中における特定教育・保育等に対する需要の増大への対応、同法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合に限定されている。

「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」の第3の1の（1）のオの（イ）において、「特定教育・保育施設は、運営基準第22条ただし書に掲げる場合には、その利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行うことができるが、その場合であっても、実際の利用者数が当該利用定員を恒常的に上回っているときは、当該利用定員を適切に見直し、法第32条の規定による確認の変更を行う必要があること」とされていることを踏まえ、子ども・子育て支援法第32条第1項及び第44条の規定に基づく利用定員の増加の申請を勧奨する等適切に対応すること。

また、施設型給付費等の適正な執行を確保する観点から必要と認められる場合には、市町村（特別区を含む。）において、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」（平成 27 年 12 月 7 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省子ども家庭局長連名通知。以下「指導監査通知」という。）別添 1「特定教育・保育施設等指導指針」を参考に、特定教育・保育施設等に対し、利用定員の遵守や利用定員の見直し等の利用定員の適切な管理について必要な指導をすることが考えられるほか、指導監査通知別添 2「特定教育・保育施設等監査指針」を参考に、必要な場合には当該施設に対し監査を実施することが考えられること。

## 第 5 行政手続（保育関係）のオンライン化について

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 25 条第 2 項に基づき、令和 6 年度に行政手続等の悉皆調査結果を行い、オンライン化実施予定の手続を公表したところである。

今般、「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、認定こども園の認定及び認可の申請については第 3 のとおり対応をお示しすることも踏まえ、改めて、オンライン化が可能な申請等の手続を別紙 4 のとおり整理したので、地方公共団体においても国民等の利便性向上と行政事務の効率化に資する取組がより促進されるよう、オンライン化に向けた必要な措置を採られるようお願いしたいこと。

問合せ先

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係  
E-mail : hoikuseisaku.houreil@cfa.go.jp

「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）（抄）

【こども家庭庁】

(8) 児童福祉法（昭22法164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）及び子ども・子育て支援法（平24法65）

家庭的保育事業等の認可（児童福祉法34条の15第2項）、特定地域型保育事業者の確認（子ども・子育て支援法29条1項）等については、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化などの具体的な方策を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(19) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）

行政手続のオンライン化に向け、認定こども園の認定申請（3条1項及び3項並びに4条1項）等の添付書類については、写しの使用が可能であることを、地方公共団体に令和7年度中に通知する。

(21) 子ども・子育て支援法（平24法65）

(i) 特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者が利用定員の減少の届出をする場合については、各施設又は事業において利用実態に応じた適切な利用定員の設定がなされるよう、地方公共団体に令和7年度中に通知する。